平成２６年（フ）第１３６号
鳥取県鳥取市相生町３丁目205番地　市住Ｒ
Ｇ４－12
債務者　瀧川　幸治
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　伸幸
4　破産債権の届出期間　平成27年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月７日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５号
新潟県佐渡市栗野江1822番地　ときわ荘
債務者　渡邉作十郎
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　　宏
4　破産債権の届出期間　平成27年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第４号
秋田市南通亀の町10番８号　サウスハイツ203号、前住所秋田市東通明田13番17号ニューはるみ荘６号
債務者　鈴木　　裕
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊勢　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４１号
山梨県甲斐市富竹新田975番地８
債務者　平田　耕基
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川手　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
大津市大石小田原１丁目６番15号
債務者　村田　定一
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６８号
愛媛県松山市西石井３丁目５番10号　松岡マンション302号
債務者　松岡　正人
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２３号
愛媛県松山市中一万町５番地２　花口ビル
債務者　矢野　**静**香
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４０号
愛媛県松山市中央１丁目１番21号　ソレイユ中央403号
債務者　松下　佳未
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野垣　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５５８号
大阪府岸和田市岸城町22番19号
債務者　濱田　久勝
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　幸保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第６６６号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目５番８号
債務者　茨木　　剛
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５８号
兵庫県揖保郡太子町太田1686番地11、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古698番地サニーコーポラス206
債務者　黒崎　真吾
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衣笠　謙三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第２７２号
北九州市小倉北区金田１丁目３番31－204号
債務者　木村　重子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　洋行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６８８号
兵庫県尼崎市立花町１丁目26番32号
債務者　中園　晴夫
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金崎　正行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６８９号
兵庫県尼崎市立花町１丁目26番32号
債務者　中園登起子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金崎　正行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９４０号
神戸市兵庫区鵯越町８番３号、従前の住所兵庫県尼崎市尾浜町２丁目29番13号
債務者　三福商店こと　窪田　峰子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱本　　由
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２７号
北九州市門司区藤松２丁目２番４－102号
債務者　長田　好功
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春田　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部